

平成 25 年 3 月 22 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 村上雄彦

平成 23 年（ワ）第 22623 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日・平成 25 年 2 月 6 日

判 決

[REDACTED]
原 告

[REDACTED]
(以下 [REDACTED] という。)

原 告

(以下 [REDACTED] という。)

原告ら訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

山 口 貴 士

同

島 幸 明

同

太 田 賢 志

同

佐 藤 顯 子

同

五 反 章 裕

原告ら訴訟復代理人弁護士

浅 井 淳 子

[REDACTED]
被 告

株式会社スペース・ワン

(以下「被告スペース・ワン」という。)

同代表者代表取締役

和 田 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告

和 田 [REDACTED]

(以下「被告 [REDACTED]」といふ。)

同所

被 告

和 田 [REDACTED]

(以下「被告 [REDACTED]」といふ。)

同所

被 告

和 田 [REDACTED]

(以下「被告 [REDACTED]」といふ、上記被告3名
と併せて「被告スペース・ワンら」という。)

上記被告4名訴訟代理人弁護士

水 野 八 朗

[REDACTED]
被 告

小 谷 [REDACTED]

(以下「被告小谷」という。)

被

告

湊

(以下「被告湊」といい、被告小谷と併せて
「被告小谷ら」という。)

上記被告2名訴訟代理人弁護士

江 口 十 三 郎

同

江 口 弘 一

被

告

藤 川

B

(以下「被告 ■」といふ。)

同所

被

告

藤 川

A

B

(以下「被告 ■」といふ、被告 ■と併せて
「被告藤川ら」という。)

上記被告2名訴訟代理人弁護士

藤 木 敏 之

主 文

- 1 被告スペース・ワンらは、原告 ■に対し、連帶して、233万5390円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告スペース・ワンらは、原告 ■に対し、連帶して、193万4625円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告スペース・ワンらは、原告 ■に対し、連帶して、462万7700円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告スペース・ワンらは、原告 ■に対し、連帶して、386万11

65円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

A

5 被告スペース・ワンら及び被告■は、原告■に対し、連帶して、175万9065円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被告スペース・ワンらは、原告■に対し、連帶して、385万円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

7 被告スペース・ワンらは、原告■に対し、連帶して、8万8000円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

8 被告スペース・ワンらは、原告■に対し、連帶して、308万4625円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

9 原告らの被告スペース・ワンらに対するその余の請求、原告■の被告■に対するその余の請求、原告らの被告小谷らに対する請求並びに原告■、原告■及び原告■の被告■に対する請求をいずれも棄却する。

10 訴訟費用は、原告ら（原告■及び原告■を除く。）と被告スペース・ワンらとの間に生じたものは、これを10分し、その3を原告らの負担とし、その余は被告スペース・ワンらの負担とし、原告■と被告スペース・ワンら及び被告■との間に生じたものは、これを10分し、その3を原告■の負担とし、その余は被告スペース・ワンら及び被告■の負担とし、原告■と被告スペース・ワンらとの間に生じたものは、これを10分し、その9を原告■の負担とし、その余は被告スペース・ワンらの負担とし、原告らと被告小谷らとの間に生じたもの

は原告らの負担とし、原告 []、原告 [] 及び原告 [] と被告 [] の間に生じたものは、原告 []、原告 [] 及び原告 [] の負担とする。

1.1 この判決は、主文第1項ないし第8項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 被告スペース・ワンら及び被告小谷らは、原告 [] 対し、連帶して、33万6272円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告スペース・ワンら、被告小谷ら及び被告 [] ^Bは、原告 [] 対し、連帶して、276万3750円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告スペース・ワンら、被告小谷ら及び被告 [] ^Bは、原告 [] 対し、連帶して、661万1000円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告スペース・ワンら、被告小谷ら及び被告 [] ^Bは、原告 [] 対し、連帶して、551万5950円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被告スペース・ワンら、被告小谷ら及び被告 [] ^Aは、原告 [] 対し、連帶して、251万2950円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被告スペース・ワンら及び被告小谷らは、原告 [] 対し、連帶して、550円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

7 被告スペース・ワンら及び被告小谷らは、原告 [] 対し、連帶して、88万円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による

金員を支払え。

8 被告スペース・ワンら及び被告小谷らは、原告■に対し、連帶して、440万6600円及びこれに対する平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、各原告が、(1)FX（外国為替証拠金）の自動売買ソフトを利用してFX取引を行うことによって恒常に高い利益を上げられる旨の勧誘を被告らから受けるなどして、これを信じ、取引証拠金等を支払ったが、FX取引により資金が運用される実態はなかったことから、各勧誘行為は虚偽事実の告知に当たるなどと主張して、各原告に勧誘を行ったとする各被告に対し、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償を求めるとともに、(2)①勧誘者の上位代理店に当たるとする被告スペース・ワン、その代表取締役である被告■、その取締役である被告■及び被告■並びに被告スペース・ワンの上位代理店に当たるとする清算会社株式会社B P コーポレーション（以下「BP」という。）の代表取締役である被告小谷及びその取締役である被告湊に対し、共同不法行為（民法719条1項）に基づき、②被告スペース・ワンに対し、会社法350条、民法715条又は固有の不法行為責任に基づき、③被告小谷、被告■、被告湊、被告■及び被告■に対し、会社法429条1項に基づき、損害賠償を求め、さらに、(3)各損害賠償金に対する弁済期経過後である平成23年7月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による各遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告スペース・ワンら及び被告小谷らについて

ア 被告スペース・ワンは、コンピュータネットワークシステムの企画・設計・開発並びに販売保守等を目的とする株式会社であり、主にインターネットで健康食品等の通販を行っており、平成19年頃は、競馬ソフトやFXのソフト等を販売し

ていた（被告 ■■・1, 2頁）。

被告 ■■ は、平成 18 年 5 月 18 日以降、被告スペース・ワンの代表取締役の地位にある者である。また、被告 ■■ 及び被告 ■■ は、同日以降、被告スペース・ワンの取締役の地位にある者であり、被告 ■■ は被告 ■■ の父、被告 ■■ は被告 ■■ の配偶者である（被告 ■■・13 頁）。

被告スペース・ワンには、下位代理店が全部で 20 人程度おり、その中には被告 A ■■ や ■■ 英雄（以下「英雄」という。）も含まれていた（被告 ■■・20, 21, 23 頁）。なお、ここでいう代理店とは、上位の者から本件の取引への出資の勧誘等の業務を委託され、同業務を行い、顧客の支払全額の数%をコミッショナーフィーと称して得ていた個人又は法人をいう。

イ 被告小谷は、平成 13 年 5 月 22 日に B P の取締役に就任し、平成 20 年 1 月 17 日から平成 23 年 3 月 31 日まで同社の代表取締役の地位にあった者である。被告湊は、平成 13 年 5 月 22 日から平成 23 年 3 月 31 日まで、同社の取締役の地位にあった者である。

なお、B P は、平成 13 年 5 月 22 日に設立された株式会社であるが、平成 23 年 3 月 31 日に株主総会で解散が決議され、同年 6 月 1 日に清算が結了された。

（2）被告スペース・ワンの上位代理店関係

ア B P について

B P は、かねてから FX の自動売買システムであるとされる「ローズ FX」というソフトを取り扱っていたところ、被告 ■■ は、平成 20 年 2 月頃、被告小谷と知り合い、同人から、上記ソフトの解説書（甲 A 8 の 1。以下「ローズ FX 解説書」という。）に基づいて、上記ソフトについての説明を受け、同年 4 月、被告スペース・ワンは、加盟金 500 万円を支払って、上記ソフトについて B P の下位代理店になった。（被告 ■■・2, 3 頁、被告小谷・2, 3 頁）

イ インフィニティ株式会社について

（ア）被告スペース・ワンは、平成 21 年 4 月 2 日、インフィニティ株式会社（以

下「インフィニティ」という。)との間で、121FXシステムの新規利用者の紹介等の業務に関する業務委託契約を締結し(丙1),B.P.の下位代理店から、インフィニティの下位代理店へと移行した。

(イ) それ以降、被告スペース・ワンは、「FXスーパーマスターVer.2」というFXの自動売買システムであるとされるソフト及び運用資産が100万円以下の場合のシステムである「FXスーパーマスターMini」というソフトを取り扱うようになり、その解説書(甲A6の1,乙2。以下「FXスーパーマスター等解説書」という。)を作成した上で、後記(5)のように、顧客に対して同解説書を送付したり、出資のための口座開設の代行をしたりしていた。(被告■・4,5頁,弁論の全趣旨)

(ウ) 上記業務委託契約において、インフィニティは、業務の対価として、被告スペース・ワンが集めたデポジット総額(出資金)の最大2.25%(運用総額1000万円未満は1.75%,運用総額1000万0001円以上は2%)を同被告に支払う旨定められており、これに基づき、同被告は、インフィニティから月額150万円ないし200万円程度のコミッショナリーを得ていた(丙1,被告■・24ないし27頁)。

ウ 121INTについて

「ローズFX」,「FXスーパーマスターVer.2」,「FXスーパーマスターmini」の各FX自動売買システムであるとされるソフトの運用主体は、香港法人である121INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED(以下「121INT」という。)である(なお、121INTによるこのような資産運用のスキームは、「121ファンド」ないし「121関連ファンド」と呼ばれることもある。甲A4,7,乙1,弁論の全趣旨)。

121関連ファンドは、121INTの取締役である林云(リン・ウン)を最高責任者としている(甲A1の1ないし3,4)。

(3) 被告藤川らについて

A
ア 被告■について

(ア) 被告■は、平成20年の冬頃、被告スペース・ワンの取り扱う「FXスーパー・マスター」というFX自動売買システムであるとされるソフトの存在を知り、同被告に対して約15万円を支払い、同ソフトを利用したFX取引を始め、その後、FXスーパー・マスターVer.2に切り替え、引き続きFX取引を行っていたものである（被告■・1, 2, 11頁）が、その頃、被告スペース・ワンに対し、総括代理店契約金27万円を支払って、同被告との間で、121FXシステムの新規利用者の紹介等の業務に関する業務委託契約を締結し、同被告の下位代理店となつた（被告■・4頁）。その後、被告■は、平成21年9月5日、改めて、被告スペース・ワンに対し、総括代理店契約金54万円を支払って、同被告との間で、上記と同様の業務委託契約を締結し（乙6）、引き続き、同被告の下位代理店となつた（被告■・4頁）。

(イ) 被告■は、被告スペース・ワンの代理店になってから、FXスーパー・マスターVer.2等のソフトを、ホームページ上で新規の顧客に対し紹介するなどしていた（甲Bホ2）。もっとも、被告■が自ら口座開設の代行をしていたわけではなく、口座開設の代行は被告スペース・ワンが行っていた。（被告■・4, 5頁）

また、被告■は、「デイトレ勝率実績100%FX低リスク資産運用プログラム」と題する冊子（甲A7, 乙1。以下「デイトレ勝率プログラム」という。）を作成したが、被告■は、自らはこれを販売せず、妻である被告■が販売していた（被告■・14頁、被告■・1頁）。

(ウ) 上記業務委託契約において、被告スペース・ワンは、業務の対価として、被告■が集めたデポジット総額（出資金）の1.5%を同被告に支払う旨定められており（乙6），これに基づき、同被告は、被告スペース・ワンから総額170万円程度のコミッションフィーを得ていた（被告■・12, 13頁）。

なお、被告■の下には、下位代理店はない（被告■・13頁）。

B
イ 被告■について

B A A
被告 [] は、被告 [] の妻であり、上記ア(イ)のとおり被告 [] が作成したディトレーディングプログラムを、電子ブックとして、インターネット上で1部約1000円で、
10人程度に販売した（甲B口2、被告 [] 1、2、9頁）。

(4) 「FXスーパーマスターVer. 2」、「FXスーパーマスターmini」について

「FXスーパーマスターVer. 2」、「FXスーパーマスターmini」を利用したFX取引に関する出資を行うためには、被告スペース・ワンに対し、口座開設の代行を申し込むとともに口座開設代行料を支払い（ただし、「FXスーパーマスターmini」の場合は、口座開設代行料は無料）、口座開設後、運用資金を121INT等に支払い、インターネット上の専用のユーザー管理画面にログインして、入金額を報告することとされていた（甲A6の1、甲A7）。

また、出金する際には、ユーザー管理画面から口座出金を申し込むことで、7日ないし10日程度で、登録された銀行口座に送金されることとされていた（甲A6の1）。

なお、運用実績については、ユーザー管理画面から確認することができるとされていた（甲A6の1、甲Bニ2・別紙5、乙8）。

(5) 各原告の取引に至る経緯及び送金等の状況

ア 原告 [] について

(ア) 原告 [] は、被告 [] から、平成20年2月中旬頃、FXの自動売買システムを利用したFX取引の説明を受けた。

原告 [] は、同月24日、ローズFX解説書に基づいて「ローズFX」の説明を受け、同月29日、BPに対し、口座開設の代行を申し込み、口座開設代行料として、BP名義の口座に29万4000円を送金した。

後日、BPから、登録完了の通知が届いたことから、原告 [] は、同年3月12日、121FX株式会社（以下「121FX」という。）名義の口座に300万円を送金した。

(以上につき、甲A8の3、甲Bイ1の1・2、2)

(イ) 原告■は、被告■から、「自分でも代理店をやることになった。」等告げられ、平成21年4月7日、被告スペース・ワンに対し、「FXスーパーマスターVer.2」を利用したFX取引に関する出資について、口座開設の代行を申し込んだ。

原告■は、121FXから、同月16日、FX証拠金及び配当金の名目で、426万1025円の送金を受けた。

原告■は、同月20日、FX証拠金として、121INT名義の口座に、400万円を送金した。

(以上につき、甲Bイ1の2・3、2)

イ 原告■、原告■及び原告■について

原告■、原告■及び原告■は、平成22年4月中旬頃、情報商材を販売するホームページを閲覧し、被告■^Bが出品するデイトレ勝率プログラムを購入したところ、デイトレ勝率プログラムのデータが添付されたメールが送られてきた。デイトレ勝率プログラムには、取引の口座開設の代行会社が、被告スペース・ワンである旨が記載されていた。そこで、原告■は同月19日、原告■は同月21日、原告■は同月24日、被告スペース・ワンに対して、それぞれ口座開設の代行を申し込んだ。

原告■及び原告■は、上記各同日、それぞれ口座開設代行料として、被告スペース・ワン名義の口座に1万0500円を送金した。なお、原告■は、「FXスーパーマスターMinni」を選択したことから、口座開設代行料は支払っていない。

その後、原告■は同月22日に250万2000円を、原告■は同年5月10日から同年6月16日までの間に計601万円を、原告■は同年4月28日及び同年5月12日に計500万4000円を、それぞれFX証拠金として、121BANK株式会社（以下「121BANK」という。）名義の口座に送金した。

(以上につき、甲Bロ1、2、甲Bハ1の1ないし4、2、甲Bニ1の1ないし

3, 2)

ウ 原告■について

原告■は、平成21年11月8日、SNSサービスの一つであるmixi上で、
被告■^Aから、「ローリスク・ローリターンですがデイトレで勝率100%です。」
等のメッセージが届いたことから、被告■^Aに連絡をしたところ、被告■^Aから、
その取引を行うためには口座の開設が必要であり、口座開設の代行会社である被告
スペース・ワンに連絡するよう告げられた。

後日、原告■が、メールで被告スペース・ワンに資料請求したところ、FXス
ーパーマスター等解説書が送られてきた。また、原告■は、被告■から、平成
22年1月頃、電話で、FX自動売買システムを利用した取引についての話を聞い
た。そこで、原告■は、被告スペース・ワンに対して、口座開設の代行を申し込
み、口座開設代行料として、被告スペース・ワン名義の口座に1万0500円を送
金した。

後日、被告スペース・ワンから登録完了の通知が届いたことから、原告■は、
同月14日、121INT名義の口座に、FX証拠金として100万円を送金した。

原告■は、同年3月12日、121INTから、配当金として25万円の送金
を受け、その後、同年6月14日から同年7月15日にかけて、121INT名義
の口座にFX証拠金として計152万4000円を送金した。

(以上につき、甲Bホ1の1・2、2)

エ 原告■について

原告■は、勤務先の会社の社長である英雄から、平成22年2月26日頃、1
21ファンドについて説明を受け、代理店として被告スペース・ワンを紹介された。

後日、原告■は、被告スペース・ワンに連絡したところ、FXスーパーマスター
等解説書が届いた。

原告■は、被告スペース・ワンに対し、同年4月7日、口座開設の代行を申し
込んだ。

後日、被告スペース・ワンから登録完了の通知が届いたことから、原告■は、同月12日、121BANK名義の口座に、FX証拠金として30万円を送金した。

また、原告■は、同年5月17日及び同年6月23日に121BANK名義の口座に、FX証拠金として計470万円を送金した。

(以上につき、甲Bへの1ないし3、2)

オ 原告■について

原告■は、平成22年4月頃、夫である英雄から、121ファンドについて説明を受け、代理店として被告スペース・ワンを紹介された。

後日、原告■は、英雄を通じて、被告スペース・ワンに連絡したところ、FXスーパーマスター等解説書が届いた。

原告■は、被告スペース・ワンに対し、同年4月17日、口座開設の代行を申し込んだ。

後日、被告スペース・ワンから登録完了の通知が届いたことから、原告■は、同月21日、121BANK名義の口座に、FX証拠金として30万円を送金した。

また、原告■は、同年6月22日に121BANK名義の口座に、FX証拠金として50万円を送金した。

(以上につき、甲Bト1、2)

カ 原告■について

原告■は、平成21年10月頃、インターネットで、「FX」、「自動売買」などのキーワードで検索を行った結果、被告スペース・ワンを知った。そして、原告■は、被告スペース・ワンに資料請求をしたところ、FXスーパーマスター等解説書が届いた。

原告■は、被告スペース・ワンに対し、同月20日、口座開設の代行を申し込んだ。

原告■は、平成22年2月26日から同年7月20日までに、121BANK名義の口座に、FX証拠金として計400万6000円を送金した。

(以上につき、甲Bチ1, 2)

(6) その後の経緯

原告らは、上記各送金の後、ユーザー管理画面から出金要請を行ったが、出金することができず、その後も出金できることはなかった。

3 爭点及びこれについての当事者の主張

(1) 各勧誘行為についての不法行為の成否

(原告らの主張)

ア 勧誘行為について

原告らは、以下のような各説明による勧誘を各被告から受けたため、FX証拠金等の名目で金銭を支払った。

(ア) 原告 ■■■に対する被告小谷及び被告 ■■■による勧誘

原告 ■■■は、被告小谷及び被告 ■■■から、ローズFX解説書により、又は口頭で、
①「ローズFX」のシステムの内容及び特徴として、FX自動売買ソフトであり、
プロのトレーダーチームの監視の下、取引が行われており、月10%の運用益がで
ていること等の説明を受け、②そのリスクについては、121証券株式会社（以下
「121証券」という。）の系列の取引であるから安心である、資金の運用管理は
マンフィナンシャルで行っており、万が一にも運用資金が引き出せなくなることは
ない等の説明を受けた。

(イ) 原告 ■■■、原告 ■■■、原告 ■■■に対する被告 ■■■による勧誘

原告 ■■■、原告 ■■■、原告 ■■■は、被告 ■■■から、ホームページ上、デイトレ勝
率プログラム等により、①「FXスーパーマスターVer.2」等の特徴として、
投資プロ集団が属する海外のファンド（121ファンド）が同ソフトを利用してF
X取引を行っており、勝率100%を誇るプロがFX取引を代行し、今は月に平均
3.5%ないし4%複利で増え続けている等の説明を受け、②そのリスクについて
は、運用資金の20%で運用するから万一の場合も低リスクで安心、資金はマンフ
ィナンシャルで分別管理されているので安心である等の説明を受けた。

(ウ) 原告 ■■■ に対する被告 ■■■ 及び被告スペース・ワンによる勧誘

a 原告 ■■■ は、被告 ■■■ から、平成21年11月8日、SNSサービスの一つであるm i x i 上で、「ローリスク・ローリターンですがデイトレで勝率100%です。」等のメッセージを受けたことから、被告 ■■■ に連絡をしたところ、その取引を行うためには口座の開設が必要であり、口座開設の代行会社である被告スペース・ワンに連絡するよう告げられた。

b その後、原告 ■■■ は、被告スペース・ワンから、FXスーパーマスター等解説書により、又は口頭で、①「FXスーパーマスターV e r . 2」又は「FXスーパーマスターM i n i」のシステム及び特徴として、プロトレーダーが24時間管理の下に自動売買ソフトで運用する、月間利益3%~5%を実現、驚愕の勝率100%等の説明を受け、②そのリスクについては、運用資金の20%で運用するから万一の場合も低リスクで安心、運用資金の管理は世界最大の金融グループであるマンフィナンシャルが行う等の説明を受けた。

(エ) 原告 ■■■ 及び原告 ■■■ に対する英雄による勧誘

原告 ■■■ 及び原告 ■■■ は、英雄から、「FXスーパーマスターV e r . 2」又は「FXスーパーマスターM i n i」について説明を受けた。

(オ) 原告 ■■■ に対する被告スペース・ワンによる勧誘

原告 ■■■ は、被告スペース・ワンから、上記(ウ)bと同様の説明を受けた。

イ 虚偽事実の告知（架空取引）

(ア) 121INTによるFX取引による運用の実態がないこと

本件のFX自動売買システムを利用した投資スキームの首謀者である林云自身が、平成22年10月4日付けの「誓約書及び謝罪書」と題する書面（以下「本件誓約謝罪書面」という。）において、「私は、MFG10ba1で運用をしていると言っておりました運用資金ですが、実際は運用をしておりませんでした。事實を隠しておりまして大変申し訳ございません。ここで謝罪いたします。」と述べているとおり、実際には当初からFX取引による運用がされておらず、当然ながら毎月数%

超（年利数十%）もの運用利益が出ていなかったことは明らかである。

一方で、林云は、同月7日付けの「121関連ファンドの返金遅延について」と題する書面（以下「返金遅延書面」という。）において、「運用については、2007年7月からスタートした121関連ファンドですが、運用成果を過信し2009年3月以降数回にたり（ママ），みんなさま（ママ）の運用資金を事業に流用しました」，「また、同時に運用資金が大幅に引き出されたため、ファンド運用を正常に続けることができなくなりました。」等と述べ、当初はFX取引による適正な運用が行われ、以後いずれかの時点で運用が行われなくなったかのような趣旨のことも述べている。

しかしながら、原告ら顧客の中で、一般的なFX自動売買ソフトを利用した取引においてみられるような具体的売買状況を表示したものを見た者は全くいない。

また、専用口座の開設が完了すると、121INTから原告らに対し、「ユーザーID」及び「パスワード」がメールで連絡され、ユーザー管理画面を閲覧することができるようになり、FX取引の運用結果と称する取引画面を閲覧することができたが、そこには当初から最後まで順調に毎月数%超（年利数十%）の運用利益が出ているかのような表示がされていたのであり、この取引画面は実際の運用結果を全く反映したものではなかったといえ、当該取引画面をもって実際に運用が行われていたとは到底いえない。

さらに、そもそも真に毎月数%超（年利数十%）もの運用利益が得られていたのであれば、林云において顧客のFX取引の委託証拠金を事業に流用する必要もなかったはずである。

これらに照らすと、本件においては、その当初からFX取引による運用が行われていなかったとみるべきである。

（イ）被告らに故意又は過失があること

本件で販売された商品は、月間3%～5%の利益を出し続ける（「驚愕の勝率100%」）などというおよそあり得ないものであって、しかも、それにより被告ら

は原告ら出資者から預かった出資額の数%もの割合のコミッショナーフィーを得るというものであり、被告■は月150万円から200万円程度（自身の手元に残つたものだけでも100万円程度），被告小谷は年間3000万円、被告■も総額で170万円のコミッショナーフィーを得ていたというのである。いかなる投資取引であっても恒常に運用益を出し続けるなどということは絶対にありえず、それにもかかわらず出資金額から月数%という単位でコミッショナーフィーを代理店に払い続ければ、取引はどこかの時点で行き詰ることは明らかであり、このような取引がおよそあり得ない荒唐無稽なものであることは論じるまでもない事柄であって、被告らは、FXの自動取引で運用していたとの内容が虚偽であることを知っていた、又は虚偽の勧誘をすることにつき重大な過失があったことは明らかである。

さらに本件では、FX取引の存在やその運用結果として具体的な売買の状況を記載した取引履歴を確認するなど必要な注意をすれば、FX取引の運用が架空のものであることを知ることができたにもかかわらず、被告らはいずれもそれを怠り、顧客への出資の勧誘に関与したものであって、この点からも虚偽の勧誘をすることにつき重大な過失があったことは明らかである。

ウ 説明義務違反及び断定的判断の提供

(ア) 被勧誘者は、投資しようとする金融商品の仕組みや取引の方法、その金融商品の持つ危険性等について十分な情報を得た上でなければ適切な投資判断を行うことができないことから、金融商品の勧誘をする者は、被勧誘者に対して、取引内容を十分理解し自己責任において投資判断をなしうるための情報を積極的に提供し、その知識、能力等に応じて、被勧誘者が理解できる程度に取引の仕組みや方法、危険性等について説明すべき信義則上の説明義務を負う。

また、その勧誘においては、将来における変動が不確実な事項について、虚偽の情報又は断定的判断等を提供するなどして被勧誘者が取引に伴う危険性について正しい認識を形成することを妨げるようなことを回避する義務があり、かかる義務に違反してする勧誘行為が不法行為を構成することは明らかである。

そして、上記説明義務及び断定的判断の提供の禁止は、本件の取引が継続的なものであることからすれば、取引開始時取引継続中においても同様に要求されるものであり、これに反する行為は同様に不法行為上の違法性を帯びるというべきである。

にもかかわらず、被告らは、本件において、FX取引の運用委託先とされる会社が「121関連ファンド 最高責任者」と称する林云を最高責任者とする121INTであること、その運用方法、取引に伴うリスクについては十分に説明することなく、特に信用リスクについては、「運用資金の管理は世界最大のマンフィナンシャルである」、「万が一にも運用資金が引き出せなくなるようなことはない」などと十分な説明をしないどころか虚偽の事実を告げている。その上で、将来月数%～数十%もの運用利益が出ることが間違いない等の事実を告げて、原告らに金員を支払わせたのであるから、このような行為について不法行為が成立することは明らかである。

(イ) 本件は、金融商品取引業の登録を行っていない上位代理店（例えば、B.P.）が、金融商品取引業の登録を得ていない下位代理店（例えば、被告スペース・ワン）を使い、マルチ様の上位、下位の代理店を用いた金融商品取引の組織的勧誘を行ったという事案であり、それゆえ構造的に、一方的に利益を強調し、金融商品取引を勧誘するにあたっての必要な取引の仕組みやリスクについての説明を欠く態様での勧誘がなされることが想定されていたものといえる。

それにもかかわらず、121INT及び上位代理店である被告小谷ら及び被告スペース・ワンらは、上記状況に対して何ら解消する措置を講ずることなく、下位代理店に勧誘を行わせており、本件の取引において説明義務違反が常態として行われていたであろうことは容易に想像できる。

また、被告らは、本件の取引は、「121ファンド」と「出資者」の間で行われる取引（要するに相対取引）であると供述してみたり、取引のリスクについても十分な供述ができないなど、被告ら自身で正確な取引の仕組みやリスクを全く理解していないのであるから、そもそも説明義務を履行できる前提を欠いている。



そして、実際に使用されていた勧誘資料、原告らに対する勧誘態様からも、実際に説明義務違反が行われていたことは明らかである。

エ 証拠金の分別管理

高いレバレッジをかけて差金決済を行うFX取引において、顧客からの預り資産が取引業者の固定資産と厳格に区別して管理され、取引業者の自己取引等のために証拠金が用いられることがあってはならないことは、金融商品取引法の規定を待たずとも当然であり、証拠金の厳格な分別管理の徹底は、店頭金融先物取引又は同取引による運用をすると称する投資一任契約が適正に行われているというための不可欠の前提である。

そうすると、預り金が流用されるような仕組みであるのにこれを看過して出資を勧誘したり、注意を払わせるような説明をしなかったりした場合には、勧誘者や代理店等も不法行為責任を免れないというべきである。

オ 小括

したがって、上記各勧誘者である各被告は、上記各原告に対し、それぞれ、不法行為責任（民法709条）を負うというべきである。

カ 原告■に対する被告小谷の不法行為責任について（被告小谷の主張に対する反論）

被告小谷は、BPと被告スペース・ワンの関係が平成21年4月25日をもって終了しており、原告■の損害は、BPと被告スペース・ワンの契約終了後に生じた無関係なものであると主張する。

しかしながら、原告■は、被告■及び被告小谷の説明をいずれも信用し、平成20年2月29日と同年3月12日に合計329万4000円を交付し、その後、平成21年4月初旬頃、被告■から、一旦返金するので自分と契約し直してほしい旨告げられたことから、同月16日、一旦426万1025円の返金を受け、同月20日、再度400万円を交付したものであるところ、この400万円の交付は、被告■及び被告小谷の虚偽の説明によって作出された誤信に基づくものであり、

実際に配当金名目の金員が付加された金員が一旦返金されたことも、その誤信を深めることとなったのである。このように、原告■は、被告■及び被告小谷の故意又は過失に基づく虚偽の説明により、安全かつ確実に利益が出る取引であると誤信して金員を交付し、後記のような損害を生じたものであるから、被告小谷が、原告の損害に対して無関係などとはいはず、不法行為が成立することは明らかである。

また、そもそも被告小谷の主張する「契約」がどのようなものを意味するのかが明確でなく、しかも、平成21年4月25日をもって終了したことは何ら立証されていない。

仮に、何らかの契約が同日に終了していたとしても、被告■及び被告小谷による不法行為の構造が上記のとおりであることに加え、原告■による最終の金員交付日（最終不法行為日）は同月21日であり、被告小谷が主張する契約の終了日である同月25日より前であるから、B Pと被告スペース・ワンの契約終了は、不法行為後の事情であって、不法行為の成否とは関係がない事実である。

（被告スペース・ワン及び被告■の主張）

ア 勧誘行為について

被告スペース・ワンは、121ファンドシステムの口座開設申込み代行業務を行い、FX自動売買システム等の説明をインターネット上で表示したにとどまり、原告らに投資を勧誘したり、取引自体に直接関与したりしたわけではない。

イ 121INTによるFX取引による運用の実態についての反論

（ア）本件誓約謝罪書面は、「株オーベル前多■」という個人宛ての文書であり、本件で問題となっている取引を対象とするものかどうか不明の文書である。このような文書を121ファンドがメール配信することもない。

（イ）返金遅延書面は、会員が閲覧できるインターネット上のホームページにおいて表明されたものであるが、同書面は、本件の取引にかかるファンドが平成21年3月までは運用されていたことを内容とするものであって、FX取引が架空のものであることを謝罪するものではない。

また、原告らは、平成22年春まで、本件のFX取引によって配当を受け、返金を自由に受けていたものである。

さらに、被告■は、平成21年12月には新宿の121証券において、平成22年6月には中国深圳のトレーディングセンターにおいて、それぞれ、本件のFX取引の実態を見学し、その存在を確認している。

(ウ) したがって、FX取引による運用が架空のものであるとはいえない。

ウ 被告スペース・ワン及び被告■に過失がないこと

被告スペース・ワン及び被告■は、BPが作成したソフトの解説及び説明文を提供したが、いずれも、知り得たものをそのまま正しい内容と信じて作成したものである。また、上記のとおり、被告■は、FX取引の存在等を確認している。

これらによれば、被告スペース・ワン及び被告賢二に過失があるとはいえない。

エ 原告■について

原告■は、夫である英雄を代理店として取引を開始しており、実質的には英雄と同じ立場というべきであるから、原告■の請求は認められるべきではない。

(被告小谷の主張)

ア 被告小谷は、原告■に対して勧誘行為をしていない。

イ 原告■は、被告■から、BPから被告スペース・ワンへと代理店を変更してほしい旨の勧誘を受け、平成21年4月7日にこれに応じて被告スペース・ワンと契約し直した。

原告■の従来の口座は、同月9日に閉鎖が121INTに承認されて終了し、同月16日には121INTから426万1025円が原告■に送金され、精算も終了したところ、原告■は、ローズFXに関する121INTとの取引で約100万円弱の利益を得た。

したがって、原告■は、BPとの取引を自ら事実上・手続上終了させることで、被告スペース・ワンとの独自の新たな取引に移行したものというべきであり、このことについての認識もあったというべきである。

ウ 多くの証券会社が、自動売買ソフトによって、適法かつ合理的なFXの運用を行っており、ローズFXもFXスーパーマスターVer.2も適法に汎用されているソフトの1つである。また、ローズFX解説書には、FXが為替レートの変動で大きな損失を被る場合がある旨記載されているし、原告■は、株取引の経験があり、FXも為替の変動が逆にいけば損をする可能性が一般的にあることを理解していた。さらに、原告■は、原告■がBPを通じて「ローズFX」を利用して取引をしていた平成21年4月まで、FXの運用が実際にされ、利益が出たものと認識している。

したがって、BPは、原告■に対して、121INTの正常なFX運用によつて、利益を取得させたことはあっても、損害は与えておらず、不法行為は成立しない。

(被告藤川らの主張)

A B

ア 被告■及び被告■の行為の態様等について

A

(ア) 被告■は、原告■に自らの取引実績を紹介したところ、原告■は、自らの判断で取引をしただけであり、また、被告■には、実際に運用利益が出ていたのであるから、虚偽の事実の紹介などしていない。

B

(イ) 被告■は、インターネット上に情報商材であるデイトレ勝率プログラムを掲載したのみであり、原告■、原告■及び原告■は、同商材を見て自ら取引をしたにすぎず、また、同商材には、その最初の頁に「投資はいかなる場合も自己責任であり作者は一切の責任を負いません」、「勝率は平成21年11月15日現在のものであり、それ以降の勝率に関しまして保障はございません」等記載しているから、説明義務違反などないし、断定的判断も提供していない。

A B

(ウ) したがって、被告■及び被告■は、法的責任を問われるような行為など一切していない。

A B

イ 被告■及び被告■の故意又は過失について

A

(ア) 被告■は、当初は被告スペース・ワンの言を信用して自ら取引を行ってお

り、その後、被告スペース・ワンから業務委託を受けて取引を紹介していた時も、自らの取引実績から、これが正当な取引であると信じていたものである。

また、被告 ■■■■■^A は、被告スペース・ワンに対し、平成21年1月5日、メールで、121INTに預けた資金が保全されるか否かを問い合わせ、被告スペース・ワンから、運用資金の管理は世界最大の金融グループであるマン・フィナンシャルが管理していて、121INTが倒産した場合も資金は保全される旨の回答を受ける等して取引の安全性を確認していたのであるから、過失があるとはいえない。

(イ) 被告 ■■■■■^B は、夫である被告 ■■■■■^A から、取引の実績、近時の出金状況及び被告スペース・ワンから受けた説明内容を聞き、これまで取引が正当なものであると信じて、情報商材であるデイトレ勝率プログラムをホームページで販売ただけである。

(ウ) このように、被告 ■■■■■^A 及び被告 ■■■■■^B は、本件で問題となっている取引が、まさか原告らが主張するような金員奪取のために構築された全く架空の取引であるとは思いもよらなかつたのであるから、故意及び過失がない。

(2) 被告スペース・ワンの会社法350条等に基づく責任及び独自の不法行為の成否

(原告らの主張)

ア 会社法350条又は民法715条1項に基づく責任

(ア) 原告 ■■■■■について(会社法350条)

被告賢二の原告 ■■■■■に対する上記(1)ア(ア)の違法な勧誘行為は、被告スペース・ワンの代表取締役である被告賢二が、その職務を行うにつき行ったことが明らかであるから、被告スペース・ワンは、会社法350条に基づき、その損害を賠償する責任を負う。

(イ) その他の原告について(民法715条)

被告 ■■■■■^B、被告 ■■■■■^A 及び英雄は、被告スペース・ワンとの間で、コミッションフィーの何割かを受け取ることを条件として、出資の勧誘等の業務を行うことを約束

し、その指示の下に上記(1)ア(イ), (ウ), (エ)の違法な各勧誘行為を行っており、当該各行為は、被告スペース・ワンの事業の執行につき行われたことが明らかである。また、原告■に対しては被告スペース・ワンの従業員が違法な勧誘行為を行ったことは明らかである。

したがって、被告スペース・ワンは、民法715条に基づき、その余の原告に対し使用者責任を負う。

イ 独自の不法行為責任

本件で問題となっているF X取引の経過、態様等に照らし、上記の違法な各勧誘行為が、被告スペース・ワンの取引受託業務とは異質な偶発的なものとは考えられず、むしろ、被告スペース・ワンの営業方針・営業姿勢に由来する構造的現象というべきであるから、被告スペース・ワンは、民法709条に基づき、原告ら（ただし、原告■を除く。）に対して法人として固有の不法行為責任を負うというべきである。

（被告スペース・ワンの主張）

争う。

（3）共同不法行為責任の成否

（原告らの主張）

121INTの商法は、121INTが運用する自動売買ソフトを用いたF X取引により、月3%程度の利益を恒常的に得ることができるとの触れ込みで、上位代理店と業務委託契約を締結した下位代理店が勧誘を行い、かつ、代理店は自己の勧誘した出資者の預かり資金の数%程度から0.数%の金員を毎月「コミッショナーフィー」として得る仕組みとなっており、下位者を勧誘すればするほど、上位者の利得が増大するという、マルチ商法のシステムを用いて出資者を増加させるというものである。

各代理店の勧誘方法について一定の形式ではなく、個人による勧誘やインターネット型勧誘などがあり、どのような形態にしろ121INTへの出資がされればよい

こととなっている。

このような仕組みから、原告らに対する直接の勧誘者とその上位代理店との間に少なくとも客観的関連共同性があったことは明らかである。

そして、本件の関与者としては、121INTの直接の代理店としてBPが存在し、その下位代理店として被告スペース・ワン、更にその下位代理店として、被告A [REDACTED]、被告B [REDACTED]、英雄などが存在しているという関係にある。

したがって、当該原告との関係では、BP及び被告スペース・ワンを構成している者ら全員が共同不法行為責任を負う（例えば、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED] 及び原告 [REDACTED] との関係では、直接の勧誘者である被告 [REDACTED]、その上位代理店である被告スペース・ワン及びその役員、BP及びその役員が、共同不法行為責任を負う）というべきである。

（被告スペース・ワンらの主張）

共同不法行為の成立は争う。

被告スペース・ワンの下位代理店として、被告A [REDACTED]、英雄などが存在しているという関係は認めるが、被告スペース・ワンがBPの下位代理店であったのは、平成21年4月より前から接触のあった原告 [REDACTED] との関係のみであり、また、同原告との関係についても、同月以降、BPと被告スペース・ワンとの関係はなくなっている。

（被告小谷らの主張）

ア 被告スペース・ワンは、BPと対立関係にあるインフィニティと契約して、従前からの顧客に対し、手数料形態や手続内容が異なるFXスーパーマスターVer.2を紹介したため、BPから契約違反の解除通知を受けたが、その後もBPの手数料支払停止措置に何らの文句も出さなかった。これによれば、被告スペース・ワンとBPとの取引関係は、平成21年4月25日頃に終了したものというべきである。

イ また、原告 [REDACTED] は、同月7日、従前の121FX名義の口座から全額を引き

出し、同口座を閉鎖する手続をして、投資先を被告スペース・ワンが開設を代行した新口座に移し、もって121INTの代行先を変更した。そして、それ以降は、手数料関係などの点で別個の商品であるFXスーパーマスターVer.2を使って、121INTとの取引を行っていることからすれば、被告スペース・ワンとの独自の取引関係を新たに形成したというべきである。

これらに照らすと、原告■とBPとの関係は、同日をもって、事実上・手続上終了しており、被告スペース・ワンとBPとの関係も、同月25日以降、事実上・法律上終了しているといえる。

ウ しかも、BPは、被告スペース・ワン以外の被告らとの面識が一切ないばかりか、原告■についての同月7日までの取引を除けば、他の被告ら及び原告らとの間で、コミッションフィーなどの金銭の流れも一切存在しない。

エ したがって、BPと被告スペース・ワンとの間には、原告らの主張する客観的関連共同性は認められないというべきである。

(被告■らの主張)

争う。

(4) 被告■、被告■、被告■及び被告小谷らの会社法429条1項に基づく責任

(原告らの主張)

BPの代表取締役である被告小谷及び被告スペース・ワンの代表取締役である被告■は、各社の事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれを怠り、また、BPの取締役である被告湊及び被告スペース・ワンの取締役である被告■及び被告■は、代表取締役の違法な業務執行を監督、是正すべき義務があったのにこれを怠り、いずれも、職務を行うについて故意又は重過失があったといえるから、被告小谷、被告■、被告湊、被告■及び被告■は、原告らに対し、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告■、被告■、被告■及び被告小谷らの主張)

争う。

(5) 損害

(原告らの主張)

ア 原告らは、被告らの不法行為等により、口座開設代行料及びF X 証拠金相当額の損害を被っており、具体的には以下のとおりである。

原告	303万2975円
原告	251万2500円
原告	601万円
原告	501万4500円
原告	228万4500円
原告	500万円
原告	80万円
原告	400万6000円

イ また、本件のような専門的な取引についての訴訟事件では、一般私人が訴訟追行をすることは到底期待できず、弁護士である訴訟代理人に委任することが必要不可欠であることは明らかであるから、原告らが訴訟代理人に支払うべき弁護士報酬等の全額が本件の不法行為等と相当因果関係を有する損害であるというべきところ、原告らは、以下のとおり上記の損害額のうち1割を弁護士費用相当損害金として請求する。

原告	30万3297円
原告	25万1250円
原告	60万1000円
原告	50万1450円
原告	22万8450円
原告	50万円
原告	8万円

原告 ■■■ 40万0600円

(被告スペース・ワンらの主張)

争う。

被告スペース・ワンは、原告 ■■■ に対しては、情報を提供したに過ぎず、原告 ■■■ は、自ら B P に赴き、直接、説明を聞き、被告スペース・ワン及び被告 ■■■ 以上にその内容を承知した上で、納得して、本件の F X 取引に関する出資を行ったものである。

また、被告スペース・ワンは、原告 ■■■ から資料請求がされたことから、説明文書と口座開設申込書を送付したところ、同原告自ら口座開設の申込みをしたものであり、同原告に対しては、勧誘行為をしていない。

被告スペース・ワンは、上記以外の原告らには、直接関与したものではなく、勧誘行為をしていない。

しかも、原告 ■■■ は、夫である英雄を通じて取引を行っており、実質的には英雄と同じ立場というべきである。

(被告小谷らの主張)

争う。

(被告藤川らの主張)

争う。

A
被告 ■■■ は、原告 ■■■ に自らの取引実績を伝えたところ、原告 ■■■ は、自らの判断で、本件の F X 取引に関する出資をしたものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (各勧誘行為についての不法行為責任の成否) について

A
原告らは、①原告 ■■■ は、被告 ■■■ 及び被告小谷から、②原告 ■■■ は、被告 ■■■ 及び被告 ■■■ から、③原告 ■■■ 、原告 ■■■ 、原告 ■■■ は、被告 ■■■ から、④原告 ■■■ 及び原告 ■■■ は、英雄から、⑤原告 ■■■ は、被告スペース・ワンから、それぞれ、勧誘行為を受け、これらの勧誘行為について不法行為が成立すると主張

するので、以下検討する。

(1) 原告 ■に対する被告 ■の不法行為について

ア 勧誘行為について

(ア) 前提事実(5)アに証拠（甲Bイ2、原告 ■）を総合すると、原告 ■は、平成20年2月29日、BPに対し、ローズFXの口座開設の代行を申し込み、FX証拠金等を支払うなどしたが、その後の平成21年4月初旬頃、原告 ■は、被告 ■から、「自分でも代理店をやることになった。」、「自分の代理店と契約してくれれば、BPとの契約の際にかかった口座開設手数料がかからなくなる。一旦返金するので、自分の方と契約してほしい。」等と告げられ、同月7日、被告スペース・ワンに対し、「FXスーパーマスターVer.2」を利用してするFX取引に関する出資について口座開設の代行を申し込み、同月16日、一旦FX証拠金等426万1025円が返金され、同月20日、改めてFX証拠金として400万円を送金したことが認められ、これらの事実に照らすと、被告 ■は、原告 ■に対し、「FXスーパーマスターVer.2」を利用して行う本件のFX取引に関する出資について勧誘行為をしたものと認められる。

(イ) これに対し、被告 ■は、原告 ■に対する勧誘行為を否認するが、被告 ■の上記発言内容等に照らし、被告 ■が原告 ■に対して勧誘行為をしたことは明らかである。

イ 虚偽事実の告知の有無

(ア) 121ファンドの最高責任者である林云作成にかかる平成22年10月4日付けの本件誓約謝罪書面（甲A3）には、「私は、MFG lobalで運用をしていると言っておりました運用資金ですが、実際は運用をしておりませんでした。事實を隠しておりまして大変申し訳ございません。ここで謝罪いたします。」と記載されているところ、確かに、同書面は、「株オーベル前多 ■宛ての文書であり、かつ、原告らの投資した金銭について直接的に言及されているものではないものの、証拠（甲Bイ2、甲Bロ2、甲Bハ2、甲Bホ2、甲Bチ2）によれば、原告らが、

F X証拠金等を送金した口座から出金することができなくなった後の同月14日，121INTから，本件誓約謝罪書面を閲覧できるURLが記載されたメールが，本件の自動売買システムを利用したF X取引に関する出資を行っていた原告らをも対象として一斉に送信されたことが認められるから，同書面は，121INTが，原告らから受け取った資金も運用に充てていなかつたことをうかがわせるものというべきである。

また，林云作成にかかる同月7日付けの返金遅延書面（甲A4）には，平成21年3月以降，林云が運用資金を事業に流用したこと自認した上で，流用した資金は返金ができる前提に運用を進めてきたが，販売コストが嵩んだことや，平成22年2月に銀行口座が凍結され，資金の流動性がなくなるとともに，運用資金が大幅に引き出されたといった要因によって，ファンド運用を正常に続けることができなくなり，資金がなくなった旨が記載されており，これによれば，そもそも，従前から運用による利益が生じていたということ自体真実か疑わしく，ひいては，そもそも原告らのような顧客から集めた金銭をF X取引に運用していたのかという点についてもはなはだ疑問といわざるを得ない。

さらに，証拠（甲Bニ2）によれば，同年10月8日までは，ユーザー管理画面においては，本件のF X取引において運用実績上利益が出ていた旨の表示がされていたことが認められるものの，上記各書面の記載内容に照らすと，同日時点で運用利益など出ていなかつたことは明らかであるから，上記ユーザー管理画面における運用実績の表示は，真実は運用利益が出ていないのに，利益がでている旨仮装して虚偽の内容を表示していたものであると考えられるところ，このような虚偽の表示をしていること自体，原告らから受け取った資金が実際はF X取引に運用されていなかつたことを推認させるというべきである。

加えて，F X取引の具体的な売買状況を記載した取引履歴の存在は，上位代理店であるBPや被告スペース・ワンによってすら確認されておらず（被告■・30，40頁，被告小谷・20頁），現在においてもその取引の具体的な内容が明らかとさ

れていないばかりか、顧客が返金を受けられないことに関する具体的かつ合理的な理由は全く説明されていない。

これらを総合すると、本件においては、原告らから受け取った資金はFX取引に運用されていなかったと認めるのが相当であるから、被告■の原告■に対する上記勧誘行為は、客観的には虚偽の事実を告知してされたものというほかない。

(イ) これに対し、被告■は、①本件誓約謝罪書面は、「株オーベル前多■」という個人宛ての文書であり、本件で問題となっている取引を対象とするものかどうか不明の文書であり、このような文書を121ファンドがメール配信することもない、②返金遅延書面は、本件の取引にかかるファンドが平成21年3月までは運用されていたことを内容とするものであって、取引が架空のものであることを謝罪するものではない、③原告らは、平成22年春まで、FX取引によって配当を受け、返金を自由に受けていた、④被告■は、平成21年12月には新宿の121証券において、平成22年6月には中国深圳のトレーディングセンターにおいて、それぞれ、FX取引の実態を見学し、その存在を確認していると主張して、本件においてその当初からFX取引による運用が行われていなかつたことを否認する。

しかしながら、平成22年10月14日に、121INTが、本件ソフトを使用していた原告らをも対象として、本件誓約謝罪書面を閲覧できるURLを記載したメールを一斉に送信したことは上記説示のとおりである。また、返金遅延書面の記載内容は、本件のFX取引が平成21年3月までは運用されていたことを内容とするものではあるが、当初から運用をしていなかつたことを内容とする本件謝罪書面の記載と相互に矛盾していることからして、返金遅延書面の記載内容をもって、直ちに本件のFX取引が平成21年3月までは運用されていたと認めることはできない。さらに、確かに、証拠（甲Bイ2、甲Bホ2、甲Bチ2）によれば、原告らの一部には、配当金名目の金銭を受領した者もいたことが認められるが、上記のようにユーザー管理画面には運用上利益が出ていた旨の虚偽の表示がされていたことを考慮すると、当該配当金名目の金銭もまた、真実は利益が出ていないのに利益が出

ている旨仮装して支払われたものであると考えられるから、上記認定を左右しない。

また、証拠（丙5、被告賢二）によれば、被告■は、121証券ないし121ファンドのトレーディングセンターに行ってFX取引のモニター画面を見たことは認められるが、モニター画面を見ただけでは真実FX取引の運用がされているか否かを判別することはできないから、この点も、上記認定を左右するものではない。

したがって、被告■の上記主張は採用することができない。

ウ 故意又は過失の有無

(ア) 本件で被告■が原告■に対して勧誘したFX取引に関する出資は、月間3%～5%の利益を出し続ける（甲A6の1・2枚目）というものであり、かつ、被告スペース・ワンは、上位代理店であるインフィニティから、出資金の2%の割合のコミッションフィーを得ており、具体的には、月150万円から200万円程度（下位の代理店へ支払後、自身の手元に残ったものだけでも100万円程度）のコミッションフィーを得ていたというのである（被告■・26ないし28頁）が、いかなる投資取引であっても恒常に運用益を出し続けるなどということはあり得ず、それにもかかわらず出資金額から月数%という単位でコミッションフィーを代理店に払い続ければ、取引はどこかの時点で行き詰まることは、代理店である者にとっては明らかであるから、被告■及び被告スペース・ワンにとって、このようなスキームによる取引がおよそ成り立たないものであることは明らかである。

そして、被告スペース・ワンないしその代表者である被告■は、被告スペース・ワンを代理店として直接に、又は下位代理店を通じて、多数の者に投資を勧誘し、コミッションフィーを受ける立場にあったのであるから、上記のようにおよそ成り立たないと考えられるスキームによる取引についての出資を原告■に対して促すのであれば、121INTが具体的にどのような内容のFX取引を行って、どのような仕組みで月間利益3%～5%を実現し、勝率100%という実績が実現されているのかといった点について自ら確認すべき注意義務を負っていたというべきである。にもかかわらず、被告■は、単に、「FXスーパーマスターVer.2」等

のソフトについて、24時間、プロのトレーダーが管理をしながらソフトを動かしているという抽象的な話を鵜呑みにし（被告 ■■・40頁），勧誘行為に及んでいることからすれば、原告 ■■に対して、虚偽の勧誘をすることにつき過失があったというほかない。

(イ) これに対し、被告 ■■は、①B Pが作成したソフトの解説及び説明文を原告 ■■に対して提供したが、いずれも、知り得たものをそのまま正しい内容と信じて作成したものであり、また、②トレーディングセンターに行くなどして取引の存在等を確認していると主張して、自らの過失を否認する。

確かに、本件全証拠を総合しても、被告 ■■が本件のFX取引の運用が架空のものであったことを認識していたとまで認めるに足りる証拠はなく、被告 ■■には故意があったとまでは認められないが、被告 ■■は、上記説示のとおり、本件のスキームによるFX取引がおよそ成り立たないものであることは明らかであるのに尽くすべき注意義務を怠って勧誘に及んだものであるから、被告 ■■には過失があるといわざるを得ない。

また、モニター画面を見ただけでは真実FX取引の運用がされているか否か判別することができないことは上記イ(イ)のとおりであるから、この点も被告 ■■の過失を否定する理由にはならない。

したがって、被告 ■■の上記主張を採用することはできない。

エ 小括

以上によれば、被告 ■■は、原告 ■■に対する勧誘行為について、不法行為責任を負う。

(2) 原告 ■■に対する被告小谷の不法行為について

原告 ■■は、勧誘をしたのが被告小谷自身であると主張するが、証拠（原告 ■■・1頁）によれば、原告 ■■に対してローズFXの説明をしたのは、被告小谷ではなく、B Pの従業員である小谷 ■■であったと認められるから、そもそも原告 ■■が被告小谷から勧誘を受けたとは認められない。

また、前提事実(5)ア、証拠（甲Bイ2、戊1、4、原告■、被告小谷）及び弁論の全趣旨によれば、原告■は、平成21年4月初旬頃、被告■から、「自分でも代理店をやることになった。」「B Pから被告スペース・ワンに代理店を変更してほしい」、「自分の代理店と契約してくれれば、B Pとの契約にかかった口座開設手数料がかからなくなる。一旦返金するので、自分の方と契約し直してほしい。」等と告げられ、同月7日、これに応じ、被告スペース・ワンに対して口座開設の代行を申し込んでおり、これに伴い、原告■の従来の口座は、同月9日に閉鎖され、同月16日には、FX証拠金及び配当金との名目で、当初口座開設料及びFX証拠金として送金した金額を超える額である426万1025円を受領してB Pを代理店とする取引関係の精算を終了させたことが認められる。

そして、原告■は、同月20日に、改めて、FX証拠金として、400万円を121INT名義の口座に送金し、その後、当該金員を引き出すことができなくなったものであることは、前提事実(5)ア(イ)及び(6)のとおりであるが、上記のような事実関係に照らすと、原告■のこの損害は、被告■による平成21年4月の勧誘行為によって惹起されたものであって、「小谷」による勧誘行為との間の因果関係は、B Pとの取引関係の終了によって切断されたとみるべきであるから、「小谷」による勧誘行為と原告■の損害との間には、相当因果関係がないというべきである。

したがって、上記「小谷」による勧誘行為について虚偽事実の告知又は説明義務違反等があるか否かにかかわらず、当該勧誘行為によって原告■が損害を被ったとは認められない以上、同原告に対する被告小谷の不法行為は成立しない。

(3) 原告■に対する被告スペース・ワンの不法行為について

ア 勧誘行為について

ア 前提事実(5)ウに証拠（甲A6の1、甲Bホ2）を総合すると、①原告■は、メールで被告スペース・ワンに資料請求したところ、FXスーパーマスター等解説書が送られてきたこと、②同解説書には、FXスーパーマスターは驚異の低リスク資産運用システムであり、証券会社の口座に運用資金を入金するだけでプロトレー

ダーが24時間管理の下に自動売買ソフトで運用し、月間3%～5%の運用益を実現すること等が記載されており、また、「FXスーパーマスターVer.2」等についての投資を行うためには、被告スペース・ワンに対し、口座開設の代行を申し込むとともに口座開設代行料を支払い、口座開設後、運用資金を121INT等に支払い、インターネット上の専用のユーザー管理画面にログインして、入金額を報告することといった具体的な手順も記載されていたこと、③原告[■]は、被告スペース・ワンの代表者である被告[■]に対し、平成22年1月頃、電話で、上記ソフトについての話を聞いた際、被告[■]は、FXの自動売買システムを利用した投資で、一流のプロトレーダーが監視の下取引を行っている、月10%くらいの運用益が出る等述べたこと、④そこで、原告[■]は、被告スペース・ワンに対して、口座開設の代行を申し込み、口座開設代行料を送金し、121INTに対してFX証拠金を送金したことが認められる。

これらの事実に照らすと、被告スペース・ワンは、原告[■]に対し、「FXスーパーマスターVer.2」を利用して行うFX取引に関する出資について勧誘行為をしたものと認められる。

(イ) これに対し、被告スペース・ワンは、原告[■]に対して勧誘行為をしたことを否認するが、被告スペース・ワンが送付したFXスーパーマスター等解説書の記載内容や被告[■]の上記発言内容等に照らし、被告スペース・ワンが原告[■]に対して勧誘行為をしたことは明らかである。

イ 虚偽事実の告知及びこれについての過失の有無

本件においては、原告らから受け取った資金はFX取引による運用に充てていなかったというべきであること、被告[■]及び被告スペース・ワンにとって、本件のスキームがおよそ成り立たないものであることは明らかであるにもかかわらず、尽くすべき注意義務を尽くしていないことは上記(1)イ及びウで説示したとおりであるから、被告スペース・ワンは、過失により虚偽事実の告知を行ったというべきである。

ウ 小括

したがって、被告スペース・ワンは、原告■に対する勧誘行為について、不法行為責任を負う。

(4) 原告■に対する被告■の不法行為について

ア 勧誘行為について

(ア) 前提事実(5)ウによれば、被告■は、原告■に対し、mixi上で、「ローリスク・ローリターンですがデイトレで勝率100%です。」等のメッセージを送信した上、原告■からの問合せに対して、取引を行うためには口座の開設が必要であり、口座開設の代行会社である被告スペース・ワンに連絡するよう告げ、その後、原告■は、被告スペース・ワンから、上記(3)で認定したとおり、FXスーパー・マスター等解説書が送られるなどして勧誘を受けたものであるところ、前提事実(3)アの事実からすれば、被告■の上記行為は、被告スペース・ワンの下位代理店として、被告スペース・ワンから委託を受けた新規利用者の紹介業務として行われたものであるということができるから、原告■に対する勧誘行為に当たるというべきである。

(イ) これに対し、被告■は、被告■に自らの取引実績を紹介したところ、原告■は、自らの判断で取引をしただけである旨主張するが、上記の被告■のメッセージ内容、原告■からの問合せに対する返答、被告スペース・ワンとの代理店関係等に照らし、被告■が代理店として原告■に対して勧誘行為を行ったものであることは明らかであって、この主張を採用することはできない。

イ 虚偽事実の告知の有無

本件においては、原告らから受け取った資金はFX取引による運用に充てていなかつたというべきであるから、上記勧誘行為は客観的には虚偽の事実を告知したものであることは、上記(1)イで説示したとおりである。

これに対し、被告■は、実際に運用利益が出ていたのであるから、虚偽の事実の紹介などしていないと主張するが、本件誓約書面及び返金遅延書面の各記載内容

等に照らすと、当該運用実績の表示は、真実は運用実績として利益が出ていないのに、利益が出ている旨仮装して虚偽の内容を表示したものであると考えられることは上記(1)イに説示したとおりであるから、この主張を採用することはできない。

ウ 故意又は過失の有無

いかなる投資取引であっても恒常に運用益を出し続けるなどということはあり得ず、それにもかかわらず出資金額から月数%という単位でコミッションフィーを代理店に払い続ければ、取引はどこかの時点で行き詰まることは、代理店である者にとっては明らかであることは上記(1)ウに説示したとおりであるから、被告■にあって、このようなスキームによる取引がおよそ成り立たないものであることは明らかであったというべきであるところ、被告■は、代理店として直接に、多数の者に投資を勧誘し、自らもコミッションフィーを受ける立場にあったのであるから、上記のようにおよそ成り立たないと考えられるスキームによる取引についての出資を原告■に対して促すのであれば、121INTが具体的にどのような内容のFX取引を行っているか等について自ら確認すべきであったというべきである。にもかかわらず、被告■は、これらの点について十分な調査していないから、被告■は、原告■に対して、虚偽の勧誘をすることにつき過失があったというほかない。

これに対し、被告■は、当初は被告スペース・ワンの言を信用して自ら取引を行っており、その後、被告スペース・ワンから業務委託を受けて取引を紹介していた時も、自らの取引実績から、これが正当な取引であると信じていたものであると主張するが、当該運用実績の表示が虚偽のものであると考えられること、本件のスキームがおよそ成り立たないものであって、被告■が尽くすべき注意義務を尽くしていないことは上記に説示したとおりであるから、上記主張事実をもって、被告■の過失を否定することはできない。

エ 小括

したがって、被告■は、原告■に対する勧誘行為について、不法行為責任を

負う。

(5) 原告■■■，原告■■■及び原告■■■に対する被告■■■の不法行為について

ア 勧誘行為について

(ア) 前提事実(5)イ及び証拠（甲A7、乙1）を総合すると、①被告■■■は、原告■■■、原告■■■及び原告■■■に対し、平成22年4月中旬頃、情報商材を販売するホームページで、デイトレ勝率プログラムを販売したこと、②デイトレ勝率プログラムには、「私が、色々海外ファンドを試してきた結果、最終的に安全で低リスクの海外投資ファンドに落ち着きました。それは、121FUND（121ファンド）です。ここでは、勝率実績100%を誇るプロがあなたに代わりFX取引を代行でしてくれて資産運用してくれます。果たしてこんな常識はずれのファンドは存在するのか、ご自身で確かめて下さい。」等の記載がされている上、「FXスーパーマスターVer.2」等を利用したFX取引に関する出資についての投資を行うためには、被告スペース・ワンに対し、口座開設の代行を申し込むとともに口座開設代行料を支払い、口座開設後、運用資金を121INT等に支払い、インターネット上の専用のユーザー管理画面にログインして、入金額を報告することといった具体的な手順も記載されていたこと、③そこで、原告■■■、原告■■■及び原告■■■は、いずれも被告スペース・ワンに対して、口座開設の代行を申し込むなどし、121INTにFX証拠金を送金したことが認められる。

B
これらの事実に照らすと、被告■■■は、上記各原告に対して、FX自動売買システムを利用したFX取引に関する出資を勧誘したものであると認められる。

(イ) これに対し、被告■■■は、情報商材（デイトレ勝率プログラム）をインターネット上に掲載したのみであり、原告■■■、原告■■■及び原告■■■は、同商材を見て自ら取引をしたにすぎないと主張するが、上記のデイトレ勝率プログラムの記載内容等に照らし、被告■■■が上記各原告に対して勧誘行為をしたものであることは明らかであるから、この主張を採用することはできない。

イ 虚偽事実の告知及びこれについての過失の有無

(ア) 本件においては、原告らから受け取った資金はFX取引による運用に充てられていなかったというべきであるから、上記勧誘行為は客観的には虚偽の事実を告知したものであることは、上記(1)イで説示したとおりである。

(イ) しかしながら、被告 [A] B [B] A [A] B [B] の運用実績が存在していたことから、それを信じて、本件プログラムの販売に及んだものである旨主張しているところ、
証拠 (乙9, 10, 被告 [A] B [B])によれば、被告 [A] B [B] は被告スペース・ワンと代理店の関係ではなく、夫である被告 [A] B [A] から、毎日利益が上がっており取引実績が勝率100%と安定して好調である旨を聞き、インターネット上でも実際に被告 [A] B [A] の勝率100%の取引実績が表示されていることを確認したことから、その実績どおり「デイトレ勝率100%」等の内容が記載されたデイトレ勝率プログラムを販売したにすぎず、しかも、デイトレ勝率プログラムを作成したのは、被告 [A] B [A] ではなく被告 [A] B [A] である上、原告 [A] B [A] 、原告 [A] B [A] 及び原告 [A] B [A] など本件プログラムの購入者との間でメールのやり取りを行っていたのも被告 [A] B [A] であったことが認められる。

これらに照らすと、代理店の立場ではなく、デイトレ勝率プログラムの販売を行ったにすぎない被告 [A] B [A] において、原告らから受け取った資金がFX取引による運用に充てられていなかったことを調査することは困難であり、被告 [A] B [A] からの聴取内容、インターネット上の表示を基に、被告 [A] B [A] の運用実績が実際にFX取引が行われた結果であるとしたことはやむを得なかつたと認めるのが相当である。

したがって、被告 [A] B [A] の勧誘行為につき、不法行為責任を問うべき過失があつたということはできない。

ウ 説明義務違反等及びこれについての過失の有無

(ケ) 上記各原告は、被告 [A] B [A] について、取引に伴うリスクについての説明義務違反も主張する。

しかしながら、デイトレ勝率プログラム (甲A7, 乙1) には、その冒頭に、「投資はいかなる場合も自己責任であり作者は一切の責任を負いません。勝率は平成2

2年3月1日現在のものであり、それ以降の勝率に関して保障はございません。」

「③当情報の確実性、安全性、等に関して、甲は乙へ一切保証を致しません。世界的もしくは国内における市場及び各種環境の変動によって、情報の効力が低下もしろくは不能となる可能性があります。万一、その様な状態が生じた場合でも、甲は乙へ、情報の保証をはじめ、代金等の返還は一切致しません。④当情報を実践した結果生じた、如何なる損害も甲は乙に負いません。」と記載されていることから、取引に伴うリスクについて相応の説明はされていたということができ、説明義務違反があったとまでは認められない。

(イ) また、上記各原告は、信用リスクについて、「運用資金の管理は世界最大のマン・フィナンシャルである」、「万が一にも運用資金が引き出せなくなるようなことはない」などと十分な説明をしないどころか虚偽の事実を告げている旨主張するところ、確かに、デイトレ勝率プログラムには、これらの記載がされていることが認められ（甲A7），また、上記各原告は現に資金を引き出すことができなくなっていることからすると、これらの記載は客観的には虚偽のものであることが認められる。

A
しかしながら、同記載を作成したのは被告 [] A であることは上記認定のとおりであるところ、証拠（乙3、被告 [] A ）によれば、被告 [] A は、被告スペース・ワンに対し、メールで「121インターナショナルインヴェストメントには信託保全がないのでしょうか？先日頂きました書面には『預けたお金が返って来ない場合もある』と記載されていましたので・・・」と問い合わせ、被告スペース・ワンから、「今回の運用資金の管理は121インターナショナルインヴェストメントではなく、世界最大の金融グループ『マン・フィナンシャル』が管理しております。従って万一、121インターナショナルインヴェストメントが倒産した場合も資金は保全されます。」と回答がされたのを受け、その内容を真実であると誤信し、上記記載をしたものであると認められるところ、被告 [] A が同記載をするにつき過失があったか否かはともかくとして、自らは代理店の立場になく、デイトレ勝率プログラムの

販売を行ったにすぎない被告 [] にとっては、上記記載内容が虚偽のものであることを知ることは困難であったというべきである。

そうすると、被告 [] が、被告 [] が作成した上記記載内容を信じて、デイトレ 勝率プログラムの販売に及んだことについても過失があったと認めることはできない。

(ウ) なお、上記各原告は、被告 [] が断定的判断の提供をしたと主張するが、本件全証拠によつても、被告 [] が断定的判断を提供したとは認められない。

また、上記各原告は、預り金が流用されるような仕組みであるのにこれを看過して出資を勧誘した等の点で被告 [] に不法行為が成立するとも主張するが、本件全証拠によつても、被告 [] が、FX証拠金が流用されるような仕組みであることを看過して勧誘行為をしたことについて過失があったということはできないから、この点で被告 [] に不法行為が成立するということもできない。

エ 小括

したがつて、被告 [] は、上記各原告に対する勧誘行為について、不法行為責任を負わない。

(6) 原告 [] に対する被告スペース・ワンの不法行為について

ア 勧誘行為について

(ア) 前提事実(5)に証拠(甲Bチ2、甲A6の1)を総合すると、①原告 [] は、平成21年10月頃、被告スペース・ワンに資料請求をしたところ、FXスーパー マスター等解説書が届いたこと、②同解説書には、FXスーパーマスターは驚異の低リスク資産運用システムであり、証券会社の口座に運用資金を入金するだけでプロトレーダーが24時間管理の下に自動売買ソフトで運用し、月間3%~5%の運用益を実現すること等が記載されており、また、「FXスーパーマスターVer.2」等についての投資を行うためには、被告スペース・ワンに対し、口座開設の代行を申し込むとともに口座開設代行料を支払い、口座開設後、運用資金を121INT等に支払い、インターネット上の専用のユーザー管理画面にログインして、入金額

を報告することといった具体的な手順も記載されていたこと、③そこで、原告■は、同月20日、被告スペース・ワンに対して口座開設の代行を申し込み、その後、121 BANK名義の口座にFX証拠金を送金したことが認められる。

これらの事実に照らすと、被告スペース・ワンは、原告■に対し、「FXスーパーマスターVer. 2」を利用して行うFX取引に関する出資について勧誘行為をしたものと認められる。

(イ) これに対し、被告スペース・ワンは、原告■に対して勧誘行為をしたことを見認するが、上記のFXスーパーマスター等解説書の記載内容等に照らし、被告スペース・ワンが原告■に対して勧誘行為をしたことは明らかである。

イ 虚偽事実の告知及びこれについての過失の有無

本件においては、原告らから受け取った資金はFX取引による運用に充てていなかったというべきであること、被告賢二及び被告スペース・ワンにとって、本件のスキームがおよそ成り立たないものであることは明らかであるにもかかわらず、尽くすべき注意義務を尽くしていないことは上記(1)イ及びウで説示したとおりであるから、被告スペース・ワンは、過失により虚偽事実の告知を行ったというべきである。

ウ 小括

したがって、被告スペース・ワンは、原告■に対する勧誘行為について、不法行為責任を負う。

2 爭点(2) (被告スペース・ワンの会社法350条に基づく責任及び独自の不法行為責任の成否)について

(1) 原告■に対する被告スペース・ワンの会社法350条に基づく責任

被告スペース・ワンは、その代表取締役である被告■の原告■に対する勧誘行為について、会社法350条に基づく責任を負う。

(2) 原告■、原告■及び原告■に対する被告スペース・ワンの独自の不法行為責任

原告 [] , 原告 [] 及び原告 [] に対して直接デイトレ勝率プログラムを販売し, 効誘行為を行った被告 [] について不法行為責任が成立しないことは, 上記 1(5)で述べたとおりである。

もっとも, デイトレ勝率プログラムを作成したのが被告スペース・ワンの下位代理店である被告 [] であることは上記のとおりであるところ, ①被告 [] は, 被告スペース・ワンの資料に基づいてデイトレ勝率プログラムを作成していること (被告 [] A・8 頁), ②デイトレ勝率プログラムには, 被告スペース・ワンに対して口座開設の代行を申し込むべき旨が記載されていること (甲 A 7), そして③現に, 原告 [] , 原告 [] 及び原告 [] は, その記載に従って, 被告スペース・ワンに口座開設の代行を申し込み, 被告スペース・ワンは, 各申込みを受け容れていますことに照らすと, 被告スペース・ワンは, 被告 [] の効誘行為を利用して, 原告 [] , 原告 [] 及び原告 [] に各出資をさせたとみるべきである。そして, 当該出資に係る取引がおよそ成り立たないものであり, 被告スペース・ワンにおいてそのことを認識し得たことはこれまでに説示してきたとおりであることからすれば, 被告スペース・ワンは, 被告 [] B の効誘行為を利用して各口座開設の代行手続をしたことについて, 過失による民法 709 条の独自の不法行為責任を負うというべきである。

(3) 原告らは, 被告スペース・ワンについて, 上記(1)及び(2)で説示した原告以外の原告との関係でも独自の不法行為が成立すること, 使用者責任 (民法 715 条 1 項) が成立することをも主張するが, 上記 1 で説示したとおり被告スペース・ワンは原告 [] 及び原告 [] A に対して直接の不法行為責任を負い, また, 後記 3(1)イで説示するとおり原告 [] 及び原告 [] に対しては英雄と共同不法行為責任を負うから, 結局, 被告スペース・ワンは, 本件の全ての原告に対して不法行為等に基づく責任を負うことになる。したがって, 上記(1)及び(2)で説示した原告以外の原告との関係で独自の不法行為が成立すること等については判断を要しない。

3 争点(3) (共同不法行為責任の成否) について

(1)ア 原告 [] に対する被告スペース・ワン及び被告 [] A の共同不法行為責任に

について

まず、被告 [] 及び被告スペース・ワンが、原告 [] に対してそれぞれ不法行為責任を負うことは上記 1(3)及び(4)のとおりである。

そして、被告スペース・ワンは、被告 [] の上位代理店として、勧誘の際に用いる資料を作成し、口座開設の代行という役割を果たし、下位代理店である被告 [] に対してコミッションフィーを分配しながら、被告 [] をして、原告 [] に対する勧誘行為をさせたものであり、他方、被告 [] は、原告 [] に対して上記 1(4)で認定した勧誘行為を行って、原告 [] が、被告スペース・ワンに連絡を取り、被告スペース・ワンを通じて口座開設や出資行為を行うよう仕向け、それにより被告スペース・ワンからコミッションフィーを得ていたものであるから、被告スペース・ワンと被告 [] との間には、他人の行為を相互に利用する意思及び関係があったということができ、原告 [] に対する不法行為について関連共同性が認められるというべきである。

したがって、被告スペース・ワン及び被告 [] は、原告 [] に対する勧誘行為につき、共同不法行為責任（民法 719 条 1 項前段）を負う。

イ 原告 [] 及び原告 [] に対する被告スペース・ワンの共同不法行為責任について

前提事実(5)エ、オに証拠（甲 B へ 2, 甲 B ト 2）を総合すると、英雄は、原告 [] 及び原告 [] に対して、FX自動売買システムを利用した取引を勧誘したものであると認められ、被告スペース・ワンの下位代理店である英雄にとって、本件のような取引がおよそあり得ないものであることは明らかであったというべきであるから、英雄は、原告 [] 及び原告 [] に対し、過失により虚偽の勧誘をしたとして、不法行為責任を負う。

そして、被告スペース・ワンは、英雄の上位代理店として、英雄をして、原告 [] 及び原告 [] に対する勧誘行為をさせたものであり、他方、証拠（甲 B へ 2, 甲 B ト 2）によれば、英雄は、原告 [] 及び原告 [] に対して勧誘行為をして、原告

〔 〕及び原告〔 〕が、被告スペース・ワンを通じて口座開設等を行うよう仕向け、それにより被告スペース・ワンからコミッショナーフィーを得ていたものであるから、被告スペース・ワンと英雄との間には、英雄の原告〔 〕及び原告〔 〕に対する不法行為について関連共同性が認められるというべきである。

したがって、被告スペース・ワンは、英雄の原告〔 〕及び原告〔 〕に対する勧誘行為につき、共同不法行為責任（民法719条1項前段）を負う。

ウ 原告〔 〕、原告〔 〕及び原告〔 〕に対する被告スペース・ワン及び被告〔 〕の共同不法行為責任について

原告〔 〕、原告〔 〕及び原告〔 〕は、直接の勧誘者である被告〔 〕とその上位代理店である被告スペース・ワンが共同不法行為責任を負う旨主張するが、被告〔 〕に、上記各原告に対する勧誘行為について過失が認められないことは上記1(5)のとおりであるから、この主張は採用することができない。

(2) 被告スペース・ワンと被告小谷らとの共同不法行為責任について

前提事実(2)及び(5)アに証拠（甲A6の2、8の2、甲Bイ2、乙5、戊2、3、原告〔 〕、被告〔 〕）を総合すると、①被告スペース・ワンは、平成20年4月以後、BPの下位代理店であったが、平成21年4月2日、別個にインフィニティとも契約を締結し、顧客に対して、インフィニティの商品を紹介したことにより、BPから、同月20日、このような行為が背信行為に当たると判断され、コミッショナーフィーの支払を停止されたこと、②被告スペース・ワンは、同月25日以降は、BPとの間で何らの取引又は金銭のやり取り等の接触をしていないこと、③被告スペース・ワンが、BPの下位代理店であった時期に取り扱っていたソフトは、「ローズFX」ないし「FXスーパーマスター」であったのに対し、インフィニティの下位代理店であった時期には、「FXスーパーマスターVer.2」というソフトであり、両者は、内容自体は同じであるが、配当金から25%の手数料が差し引かれるか否かという点で異なっていること、④インフィニティとBPとは、商売敵の関係にあり、被告スペース・ワンがBPの下位代理店からインフィニティの下位代理店

へと移行した時点以降、被告スペース・ワンは、B Pと対立していたこと、⑤被告スペース・ワンが、インフィニティの下位代理店へと移行する際、原告■に対し、自分でも代理店をやることになったので代理店を変更してほしい等と告げ、自らに対する口座開設の代行の申込みをさせ、従前のB Pを代理店とする取引関係を終了させたほか、従前の運用口座から運用資金の全てを一旦出金し、新たに口座開設をした上で送金するよう求めたことの各事実が認められる。

これらの事実に照らすと、被告スペース・ワンは、平成21年4月25日以降は、B Pとは別個独立して勧誘行為を行っていたとみるのが相当であるから、同日以降に被告スペース・ワンが行った勧誘行為について、B Pは、関連共同性を有さず、共同不法行為責任を負わないというべきである。

そして、原告■を除く原告らは、同日以降に被告スペース・ワンないしその下位代理店等によって勧誘を受けた者であり、また、原告■は、同日より前に勧誘を受けた者ではあるものの、同日より前の勧誘行為と損害との間に相当因果関係がないことは上記1(2)で説示したとおりであるから、B Pには、被告スペース・ワンとの共同不法行為責任は成立せず、そうである以上、B Pの代表取締役である被告小谷及び取締役である被告湊も、共同不法行為責任を負うことはない。

4 争点(4)（会社法429条1項に基づく責任の成否）について

(1) 被告■の責任について

被告スペース・ワンが、本件の全ての原告に対して不法行為等に基づく責任を負うことは上記2(3)で説示したとおりであるところ、その代表取締役である被告■は、被告スペース・ワンの事業が適法なものとなるように職務を執行すべきであったのにこれを怠ったものであり、職務を行うについて重過失があったといえるから、原告らに対し、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(2) 被告■及び被告■の責任について

株式会社の取締役は、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を有するものであり、このこ

とは、名目的な取締役についても同様と解するのが相当である（最高裁昭和48年5月22日第三小法廷判決・民集27巻5号655頁等参照）。

これを本件についてみると、被告 [] 及び被告 [] は、被告スペース・ワンの取締役として、代表取締役である被告 [] の業務執行を監督是正すべき義務があつたのに、被告スペース・ワンの業務に一切関与していないことを自認している一方で、その責任を否定することにつながる具体的な事実を何ら主張しないから、その職務を行うについて故意又は重過失があったというほかなく、原告らに対し、会社法429条1項に基づく責任を負うというべきである。

(3) 被告小谷らの責任について

原告らが121ファンドの勧誘を受けたことによって生じた損害にB Pが関与していると認められないことは既に説示したとおりであるから、B Pの取締役であつた被告小谷及び被告湊の職務執行と原告らに生じた損害との間にも相当因果関係はないというほかなく、被告小谷及び被告湊が会社法429条1項に基づく責任を負うということはできない。

5 損害

(1) 原告らは、被告らの上記各勧誘行為等によって支払った口座開設料又はF X証拠金の返還を受けていないことは前提事実(6)のとおりであるから、当該金員が、原告らに生じた損害であることができるところ、その額は次のとおりである。

原告 []	303万2975円
原告 []	251万2500円
原告 []	601万円
原告 []	501万4500円
原告 []	228万4500円
原告 []	500万円
原告 []	80万円
原告 []	400万6000円

(2) 過失相殺

ア(ア) 本件のスキームによる取引が、月間3%～5%の利益を出し続ける（甲A6の1・2枚目）というものであり、およそ成り立たないものであることが明らかであることは既に説示したとおりであるところ、この点は、FX取引等の経験の有無にかかわらず、ある程度は容易に推測することが可能であることからすれば、原告らが本件における資金の運用の実態が存在すると信じたことについて、過失があるというべきである。

そこで、各原告らが取引に至る経過等について個別に検討する。

原告■は、被告■から持ちかけられたことをきっかけに、本件の自動売買システムによるFX取引に関する出資を開始したものであるが、数年前に未公開株式への投資経験があるほか、FX取引においては損をする可能性があるとの一般的知識自体も有していたこと（原告■・2, 16, 29頁），原告■は、過去にFX取引で失敗した経験を踏まえ、自らインターネットで「FX」、「自動売買」などのキーワードを入力し検索して、被告スペース・ワンを知り、自ら資料請求をしていること（甲Bチ2）に照らすと、上記各原告にとって、本件のスキームにおけるFX取引への資金運用の実態が存在すると信じたことは安易に過ぎたというべきである。

原告■、原告■及び原告■は、いずれも様々な投資に関する情報商材等をダウンロード販売するインフォカートのホームページに登録しており、そこでデイトレ勝率プログラムを見つけたことをきっかけに、自ら同商材を購入したこと（甲B口2, 甲Bハ2, 甲Bニ2）からすると、これらの原告には、自らの積極的な行為が、結果的に損害の発生に結び付いている面もあるというべきである。

原告■は、英雄から121ファンドについて紹介を受けたことをきっかけに取引を開始し、自らの利益のみならず社長である英雄の利益になるならとの思いから、更なる出資をしていること（甲Bヘ2）からすると、原告■には、英雄にコミッションフィーを得させるために行った自らの積極的な行為が、結果的に損害の拡大

に結び付いている面もあるというべきである。

原告 [] は、 m i x i 上で被告 [] からメッセージが届いたことをきっかけに、
自ら被告 [] に連絡を取っていること（甲Bホ2）からすると、原告 [] には、自
らの積極的な行為が、結果的に損害の発生に結び付いている面もあるというべきで
ある。

(イ) 一方で、被告スペース・ワンら及び被告 [] は、いずれも、故意があつたと
までは認められず、過失による責任を負うにとどまるることは、既に説示したとおり
である。

そして、被告スペース・ワン及び被告 [] にとっても、本件のようなスキームが
およそ成り立たないものであることが明らかであることは既に説示したとおりであ
るもの、他方で、被告スペース・ワンは、 1 2 1 I N T と直接的に代理店関係に
あるわけではなく、 B P ないしインフィニティの下位代理店であるにとどまり、被
告スペース・ワンが林云と接触するにしても、上位代理店であるインフィニティの
代表者を通じて行う必要があつたこと（丙5・2頁、被告 [] ）等からすれば、被
告スペース・ワンらが、原告らから受け取った資金が実際は F X 取引に運用されて
いなかつたことを認識しなかつたことについて、過失相殺を一切許さない程度に重
い過失があつたとまでみることはできない。

また、原告 [] に対しては、被告 [] も被告スペース・ワンらと共に不法行為責
任を負う関係にあるところ、被告スペース・ワンの下位代理店に当たる被告 [] の
過失の程度が、被告スペース・ワンより軽いことは明らかであるが、被告スペー
ス・ワンらと被告 [] は、他人の行為を相互に利用する意思及び関係の下に原告 []
に対する不法行為に及んでいる点で関連共同性を有するため、共同不法行為責任
が成立することは上記3(1)に説示したとおりであり、両者は減免責を許さない不真
正連帯債務を負うことになる以上、両者の過失の程度の差異に応じた個別的な過失
相殺を行うことは相当ではないというべきである。したがって、被告 [] との間で
も、重い被告スペース・ワンの過失の程度に応じた過失割合に基づく過失相殺を行

うこととする。

(ウ) 以上のような各原告らの本件のスキームにおけるFX取引への資金運用の実態が存在すると信じたことについての安易さや、損害の発生又は拡大に結び付いた積極的行動の存在等、被告スペース・ワンないし被告■の過失の程度に照らすと、損害の公平な分担の見地から、いずれも過失相殺を行うことによって、これらを斟酌すべきであって、上記各原告と被告スペース・ワンらの過失割合（原告■については、原告■と被告スペース・ワンら及び被告■の過失割合）は、3：7とするのが相当である。

イ 最後に、原告■の過失相殺割合について検討する。

(ア) 原告■は、英雄から121ファンドについて紹介を受けたことをきっかけに取引を開始し、自らの利益のみならず夫である英雄の利益になるならとの思いから、更なる出資をしていることからすると、原告■には、英雄にコミッショナーフィーを得させるために行った自らの積極的な行為が、結果的に損害の拡大に結び付いている面もあるというべきである。

(イ) 加えて、英雄に過失が認められることは上記3(1)イのとおりであるところ、原告■は、身分上一体の関係にある夫の英雄から勧誘を受けて投資をしたものであるから、英雄の過失を原告■の過失として斟酌すべきである。

そして、証拠（甲Bト2）によれば、英雄は、①原告■に対して、「毎日、FX取引で利益が出ている。10万円で1日100円くらいの利益が、毎日出ている。」、「元本が20%減じた時点でシステムをストップするので大きく損はしない」、「マンファイナンシャルの信託保全が付いているので安心だよ。」等と述べた上、②原告■からの依頼を受け、自らスペース・ワンに連絡を取ってFXスーパーマスター等解説書を取り寄せ、同解説書の内容について説明をしたこと、③これによって、原告■に、FX自動売買ソフトは、一流のプロトレーダーが、無数のノウハウ・ロジック等に基づいて作成したソフトで、同ソフトを使ってプロトレーダー監視の下、24時間体制で取引が行われ、月数%から数十%以上の利益を恒常に上げる安定

した運用実績を持ち、また、運用資金の分別管理も世界最大の専門業者であるマンフィナンシャルで行われており、運用資金が返還されなくなる事態は生じないと誤信せしめたことが認められる。

このように、英雄は、原告■に対して、積極的にF X自動売買ソフトについての投資を働きかけ、自ら取り寄せたF Xスーパーマスター等解説書の内容について虚偽の説明を行い、原告■の誤信を惹起して、出資への意思決定に直接的に影響を及ぼしたものであるから、損害の公平な分担の見地からは、英雄の過失を加味した上で原告■と被告スペース・ワンらの過失割合は、9：1とするのが相当である。

(3) 弁護士費用

本件の事案の性質や困難さ等に照らすと、弁護士費用相当損害額として以下のとおり認めるのが相当である。

原告■	21万2308円
原告■	17万5875円
原告■	42万0700円
原告■	35万1015円
原告■	15万9915円
原告■	35万円
原告■	8000円
原告■	28万0420円

(4) 小括

以上より、原告らの損害は、次のとおりであると認められる。

原告■	233万5390円
原告■	193万4625円
原告■	462万7700円
原告■	386万1165円

原告 [REDACTED] 175万9065円
原告 [REDACTED] 385万円
原告 [REDACTED] 8万8000円
原告 [REDACTED] 308万4620円

第4 結論

よって、各原告（原告 [REDACTED] を除く。）の被告スペース・ワンらに対する請求は、連帶して上記各金員及びこれに対する弁済期経過後である平成23年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、原告 [REDACTED] の被告スペース・ワンら及び被告 [REDACTED] Aに対する請求は、連帶して175万9065円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める限度で、いずれも理由があるからこれらを認容し、原告らの被告スペース・ワンらに対するその余の請求、原告 [REDACTED] の被告 [REDACTED] Aに対するその余の請求、原告らの被告小谷らにBに対する請求並びに原告 [REDACTED] 、原告 [REDACTED] 及び原告 [REDACTED] の被告 [REDACTED] Bに対する請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第41部

裁判長裁判官 始 関 正 光

裁判官 谷 田 好 史

裁判官 宮 崎 文 康

これは正本である。

平成 25 年 3 月 22 日

東京地方裁判所民事第41部

裁判所書記官 村上 雄彦